

ダイレクト定期 (1)

2020年8月3日現在

商 品 名	ダイレクト定期	
	《単利型》	《複利型》
預 入 条 件	たましんパーソナルダイレクトでご契約いただいた定期預金（個人の方のみ）	
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 自動継続式（元金継続・元利金継続）のみご利用いただけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 3年、4年、5年 自動継続式（元金継続・元利金継続）のみご利用いただけます。
預 入		
預 入 方 法	一括預入	
預 入 金 額	1円以上（総合口座は5万円以上）	1円以上（総合口座は5万円以上）、当初預入1,000万円未満
預 入 単 位	1円単位	
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻しいたします。	
利 息		
適 用 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入れ時におけるスーパー定期・スーパー定期300・大口定期（全預入期間）の利率に当金庫所定の利率を上乗せして初回満期日まで適用いたします。 ・ 自動継続後の利率は継続日におけるスーパー定期・スーパー定期300・大口定期（全預入期間）の利率となります。 ※利率は、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。	
利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間2年未満…満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 預入期間2年、2年超3年未満…1年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間3年…1、2年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間4年…1、2、3年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間5年…1、2、3、4年目に中間利払いをいたします。 ・ 当初預入金額1,000万円未満の元利金継続式で預入期間2年の場合のみ、中間払い利息で定期預金（子定期）を作成いたします。この子定期の利率は店頭表示金利であり、上乗せ金利とはなりません。 ・ 中間利払い……4年、5年ものは約定利率 4年、5年もの以外は約定利率×70% 	満期日以後に一括してお支払いいたします。
計 算 方 法	付利単位を1円（1,000万円以上は100円）とした1年を365日とする日割計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算
税 金	[分離課税] 2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 [マ ル 優] 少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当等を受給されており、マル優でのお取り扱いを希望のお客さまは、恐れ入りますがお取引店にご相談ください。	

中途解約時の 取 扱 い	満期日前に解約する場合（『一部解約サービス』を受けられる場合を含みます。）は、以下の期限前解約利率により計算（複利型は6ヵ月ごとの複利計算）したお利息とともに払戻いたします。なお、期限前解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたします。また、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息額との差額を清算いたします。			
	約定期間 解約日までの 預入期間	1ヵ月以上 3年未満	3 年	4 年 5 年
	6ヵ月未満	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率	解約日の 普通預金利率
	6ヵ月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%
	1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×10%
	1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%
	2年以上 2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×20%
	2年6ヵ月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×20%
	3年以上4年未満			約定利率×40%
4年以上5年未満			約定利率×60%	
利率情報の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・たましんコールセンター（☎0120-1360-99）または窓口へご照会ください。 ・当金庫ホームページ（たましんダイレクト https://www.tamashin.jp/p/）でもご覧いただけます。 			
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理室 お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。			
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。			
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイレクト定期」は、たましんパーソナルダイレクトにてご契約いただいた定期預金が対象となります。 ・定期預金通帳、総合口座通帳のみのお取扱いとなります。ご契約以降、たましんキャッシュコーナーまたは窓口でのご記帳をお勧めします。 ・「総合口座」の貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当等を受給されており、マル優でのお取り扱いを希望のお客さまは、恐れ入りますがお取引店にご相談ください。 ・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。） ・金融情勢等により、表示内容に変更が生じる場合がございます。 			